

令和3年度

# 工事(当初)設計書

工事件名 : 琴浦町危険空家除却工事

工事場所 : 琴浦町大字八橋454番地2

# 琴浦町危険空家除却工事仕様書

工事名称 琴浦町危険空家除却工事

工事場所 琴浦町大字八橋454番地2

工事工期 契約日～令和3年10月29日

工事内容 危険空家の解体、処分一式

(概要) 所在地 琴浦町大字八橋454番地2

工事種別 解体、処分

## 1 一般事項

### (1) 適用の範囲

この仕様書に基づくほか、当該工事添付している仕様書類及び、仕様書に定めのない事項については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事共通仕様書」によるものとし、監督職員と協議のうえ決定する。仕様書類については、いずれも最新のものを使用すること。

### (2) 工事記録

①設計書に記載されている処分数量は、参考であるため、処分数量は、マニフェストにより管理すること。

②工事記録写真は、着工前・完成及び施工状況写真を撮り、記録すること。

### (3) 交通誘導員の配置等について

交通誘導員を配置し、交通車両に注意すること。

### (4) その他

- ・電気・ガス・水道・汲取り等の閉鎖手続き費用は別途とする。  
施工前に閉鎖すること。
- ・解体後は流用土で整地すること。

## 2 工事の完成と引渡し

### (1) 工事完成の確認

受注者は、工事完成のときは、速やかに工事の完成を報告するとともに、文書で通知すること。

### (2) 工事完成検査等の立会

受注者は、検査に必要な資料等の準備に応じなければならない。

令和3年度

工事件名： 琴浦町危険空家除却工事

工 期： 契約日から令和3年10月29日

工事場所： 琴浦町大字八橋454番地2

金 \_\_\_\_\_ 円

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
A. 直接工事費						
a. 店舗解体、処分		式	1.0			
b. 住宅解体、処分		式	1.0			
c. 重機回送費	3.0tクラス	式	1.0			
B. 共通費	交通指導員11人、安全対策 コーンバリケード程度	式	1.0			
C. 一般管理費	法廷福利費、交通規制申請費、石綿含有分析調査費等含	式	1.0			
合 計						
消費税等相当額						
工事費						

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
A. 直接工事費						
a. 店舗解体、処分						
1.解体工事	木造瓦葺き一部2階建て 基礎残し 先行-人力解体 屋根材：セメント瓦、床材：Pタイル(石綿含有建材 レベル3)	式	1.0			
2.発生材積込、運搬、処分		式	1.0			
3.屋内残材処分		式	1.0			
4.家電リサイクル		式	1.0			
5.後片付け養生費	敷地内、隣地敷地内	式	1.0			
小 計						
b. 住宅解体、処分						
1.解体工事	木造瓦葺き一部2階建て 基礎残し 屋根材：シングル(石綿含有建材 レベル3)	式	1.0			
2.発生材積込、運搬、処分		式	1.0			
3.屋内残材処分		式	1.0			
4.家電リサイクル		式	1.0			
5.後片付け養生費	敷地内、隣地敷地内	式	1.0			
小 計						

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
a. 店舗解体、処分						
1.解体工事						
仮設足場	飛散防止シート張り共	m2	262.0			
屋根撤去	セメント瓦(石綿含有建材 レベル3)	m2	70.2			
内装・備品撤去	石膏ボード張り 床:Pタイル(石綿含有建材レベル3)	m2	101.4			
上屋解体	木造瓦葺き2階建て	m2	101.4			
エアコン取り外し	冷房回収共	台	2.0			
小 計						
2.発生材積込、運搬、処分						
木材類		t	12.6			参考数量
鉄・アルミ類		t	0.1			参考数量
モルタル・陶器類		m3	3.5			参考数量
ガラス類		m3	0.6			参考数量
廃プラスチック類		m3	0.6			参考数量
石膏ボード類		m3	5.1			参考数量
管理型混合廃棄物類		m3	1.7			参考数量
石綿含有建材類		m3	1.4			参考数量
コンクリート類		m3	2.2			参考数量
小 計						



名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
b. 住宅解体、処分						
1.解体工事						
仮設足場	飛散防止シート張り共	m2	183.0			
屋根撤去	和瓦葺き、渡り廊下：シングル葺き(石綿含有建材レベル3)	m2	88.6			
内装・備品撤去		m2	122.1			
上屋解体	木造一部2階建て	m2	122.1			
庭木撤去	根元切りにて伐採	本	5.0			
エアコン取り外し	冷媒回収共	台	2.0			
小 計						
2.発生材積込、運搬、処分						
木材類		t	15.7			参考数量
鉄・アルミ類		m3	0.1			参考数量
モルタル・陶器類		m3	4.1			参考数量
ガラス類		m3	0.6			参考数量
廃プラスチック類		m3	0.6			参考数量
石膏ボード類		m3	6.1			参考数量
混合廃棄物類		m3	0.1			参考数量
石綿含有建材類		m3	0.2			参考数量
コンクリート類		m3	3.4			参考数量
小 計						





# 現場説明書

特記事項 2

濁水処理	<p>① (濁水処理)</p> <p>工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。なお、これにより難い場合は別途協議すること。</p> <p>また、舗装の切断作業時に発生する排水の処理についても、舗装の切断作業時に発生する排水の処理について（平成24年3月27日付第201100201443号水・大気環境課長通知）に基づいて適正に処理すること。</p>
建設副産物の処理	<p><b>【建設発生土（処理）】</b></p> <p>① (他工事等流用)</p> <p>建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ 工事現場に運搬（片道運搬距離 _____ km）するものとする。</p> <p>② (建設技術センター)</p> <p>建設発生土は <u>琴浦</u> 市・町・村 <u>八橋</u> 地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離 <u>13.7</u> km）するものとする。なお、処理費として 1 m<sup>3</sup> 当り <u>1,200</u> 円をセンターに支払うこと。</p> <p>センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m<sup>2</sup>以上）</p> <p>③ (民間残土受入地)</p> <p>建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ に運搬（片道運搬距離 _____ km）するものとする。なお、処理費として 1 m<sup>3</sup> 当り _____ 円を _____ に支払うこと。</p> <p>民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m<sup>2</sup>以上）</p> <p><b>【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】</b></p> <p>④ (分別解体等)</p> <p>コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。</p> <p>コンクリート塊 1 m<sup>3</sup> 当り _____ 円                  アスファルト塊 1 m<sup>3</sup> 当り _____ 円                  建設発生木材 1 m<sup>3</sup> 当り _____ 円</p> <p>⑤ (他工事等流用)</p> <p>〔Co雑割材・ _____ 〕は、 _____ 市・町・村 _____ 地内 _____ 工事で使用するものとする。</p> <p>⑥ (バイオマス発電燃料加工施設への搬出)</p> <p>建設発生木材は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ のバイオマス発電燃料加工施設への搬出（片道運搬距離 _____ km）を想定し、1 t 当り _____ 円を見込んでいる。搬出先を変更する場合には、理由を付して協議を行うこと。</p> <p>なお、公共工事で伐採する支障木は、一般木質バイオマスとして区分される。一般木質バイオマスであることは、伐採及び加工・流通の各段階において、鳥取県森林組合連合会認定団体により実施され、由来を証明されなければならない（木質バイオマス証明制度）。受注後に認定団体による伐採及び加工・流通が困難となる場合には、発注者に理由を付して協議を行うこと。</p> <p>⑦ (木材市場等へ売却)</p> <p>建設発生木材は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ への搬出（片道運搬距離 _____ km）を想定し _____ 円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。</p> <p>⑧ (再資源化施設へ搬出)</p> <p>コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。</p> <p>なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。</p> <p>(施設の名称・受入れ費用)      コンクリート塊 <u>琴浦町・畷・村の(有)野口運送</u>                  (運搬距離 <u>5.3</u> km)、費用 1 t 当り <u>3,000</u> 円                  アスファルト塊 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____                  (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当り _____ 円                  建設発生木材 <u>琴浦町・畷・村の(株)赤碕トランスネット</u>                  (運搬距離 <u>5.2</u> km)、費用 1 m<sup>3</sup> 当り <u>17,000</u> 円                  その他（鉄くずH3）<u>琴浦町</u> 市・町・村の <u>(有)東和</u>                  (運搬距離 <u>3.1</u> km)、費用 1 t 当り <u>39,000</u> 円</p> <p>(受入れ時間帯)      8時～17時（平日）                  (受入れ条件)      ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。                  イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。                  ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 _____ cm以下、長さ _____ m以下であること。                  エ 2次公害発生の恐れのある物質（廃油等）を含まないこと。</p>



# 現場説明書

特記事項 4

## ④ (工事成績評定)

本工事は、工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）に基づく工事成績評定の対象と  
[する しない]。工事成績評定の対象外とするのは以下の〔ア・イ・ウ・エ・オ〕に該当するた  
め。

ア 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいい、請負契約締結後に請負対  
象設計 金額を変更した場合にあっては、当初請負対象設計金額とする。以下同じ。）が、5  
00万円未満の一般土木工事及び250万円未満の建築・設備工事

イ 鳥取県の管理する道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路に  
限る。）・河川・湖沼・港湾を維持し、修繕し、又は管理（公共土木施設災害復旧事業費国  
庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第2項に規定する災害復旧事業として行われるも  
のを除く。）することを目的として発注された工事（年間維持、港湾浚渫、河川掘削、伐開、  
塵芥処理工事）

ウ 災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事

エ 機器の納品、部品取替等の建設工事（融雪施設点検補修、道路照明灯点検補修、標識灯設置  
工事等）

オ 工事目的物を伴わない建設工事（旧橋撤去、残土撤去・運搬工事等）

## ⑤ (監督体制)

本工事は監督体制は〔一般・重点〕監督とする。

重点監督の工種は\_\_\_\_\_とし、その他の工種は一般監督とする。

なお、鳥取県建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。

## ⑥ (三者協議)

本工事は、(対象工事の区分を記載) 工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の  
留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協  
議するものとする。（重点監督工事等に適用）

## ⑦ (技能士常駐)

本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書に基づく技能士常駐対象工種が含まれて  
おり、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。

ア 技能士種別：\_\_\_\_\_技能士\_\_\_\_\_、該当工種：\_\_\_\_\_工\_\_\_\_\_、仕様書根拠：\_\_\_\_\_1\_\_\_\_\_

イ 技能士種別：\_\_\_\_\_技能士\_\_\_\_\_、該当工種：\_\_\_\_\_工\_\_\_\_\_、仕様書根拠：\_\_\_\_\_1\_\_\_\_\_

ウ 技能士種別：\_\_\_\_\_技能士\_\_\_\_\_、該当工種：\_\_\_\_\_工\_\_\_\_\_、仕様書根拠：\_\_\_\_\_1\_\_\_\_\_

そ  
の  
他

## ⑧ (電子納品)

情報共有システムを利用する工事は、原則として工事完成図書電子納品すること。ただし、  
止むを得ない事情がある場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。

情報共有システムを利用しない工事であっても、受注者が電子納品を希望する場合は、監督員  
と協議の上、電子納品対象工事とする。

電子納品に当たっては、「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」（以下「ガイドライ  
ン」という。）に従い適正に納品すること。

## ⑨ (情報共有システム)

予定価格8千万円以上の工事は、原則として情報共有システム（以下「システム」という。）  
を利用することとする。ただし、止むを得ない事情等によりシステムを利用できない場合は、監  
督員と協議の上、紙書類によることができる。

予定価格8千万円未満の工事であっても、受注者がシステムの利用を希望する場合は、監督員  
と協議の上、システムを利用することができる。

システム利用に当たっては、ガイドラインに従い適正に実施すること。

## ⑩ (寒中コンクリート)

本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施  
すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用につ  
いて」（平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知）に基づいて処理することと  
し、設計変更の対象とする。

## ⑪ (建設機械の賃料の採用単価)

ア 建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン以外の建設機械は長期割引単価を一律採用  
している。

通常単価を採用した建設機械〔無し・有り  
(\_\_\_\_\_)]

イ ラフテレーンクレーンについて、1ヶ月以上の長期利用に当たるものは長期割引単価を採用  
し、1ヶ月未満の利用に当たるものは通常単価を採用している。

本工事は\_\_\_\_\_工で使用を想定しているラフテレーンクレーン（規格\_\_\_\_\_t吊）の採用単  
価は、（長期割引単価・通常単価）を採用している。具体的な単価については建設物価\_\_\_\_\_  
月号、\_\_\_\_\_頁を参照すること。

# 現場説明書

特記事項5

その他

⑫ (現場環境改善)

本工事は、現場環境改善（率計上分）実施対象工事と〔する・しない〕。  
 下表の内容のうち原則として各費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1実施内容ずつ（いずれか1項目のみ2実施内容）の合計5つの実施内容を実施すること。港湾及び漁港事業は、項目に防災・危機管理関係を含めることができる。  
 実施に当たっては、施工計画書に実施内容及び実施時期を記載し、実施後に監督員に写真等を提出すること。  
 地域の状況・工事内容により組み合わせ、費目数及び実施内容を変更する場合は、原則として設計変更は行わないが、その内容（目的に資するものであること）について監督員の確認を受けること。

1 内容も実施困難な場合は、監督員と協議の上、設計変更により率計上は行わない。

計上費目	実施内容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明・安全具等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献
防災・危機管理関係 （港湾・漁港事業）	1. 防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）

⑬ (コンクリートスランブ)

現場打ち鉄筋コンクリート構造物におけるスランブ値の設定について（平成30年3月19日付第201700306751号県土整備部長通知）に基づき、(※) \_\_\_\_\_ 工は、スランブ値12cmのコンクリート打設を想定している。

※該当する細別（レベル4）を記載する。

⑭ (現場管理費補正)

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象工事とする。  
 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領の制定について（令和元年6月12日付第201900066875号県土整備部長通知）に基づき、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の14日前までに提出すること。

⑮ (地籍測量ピンの調査と復元)

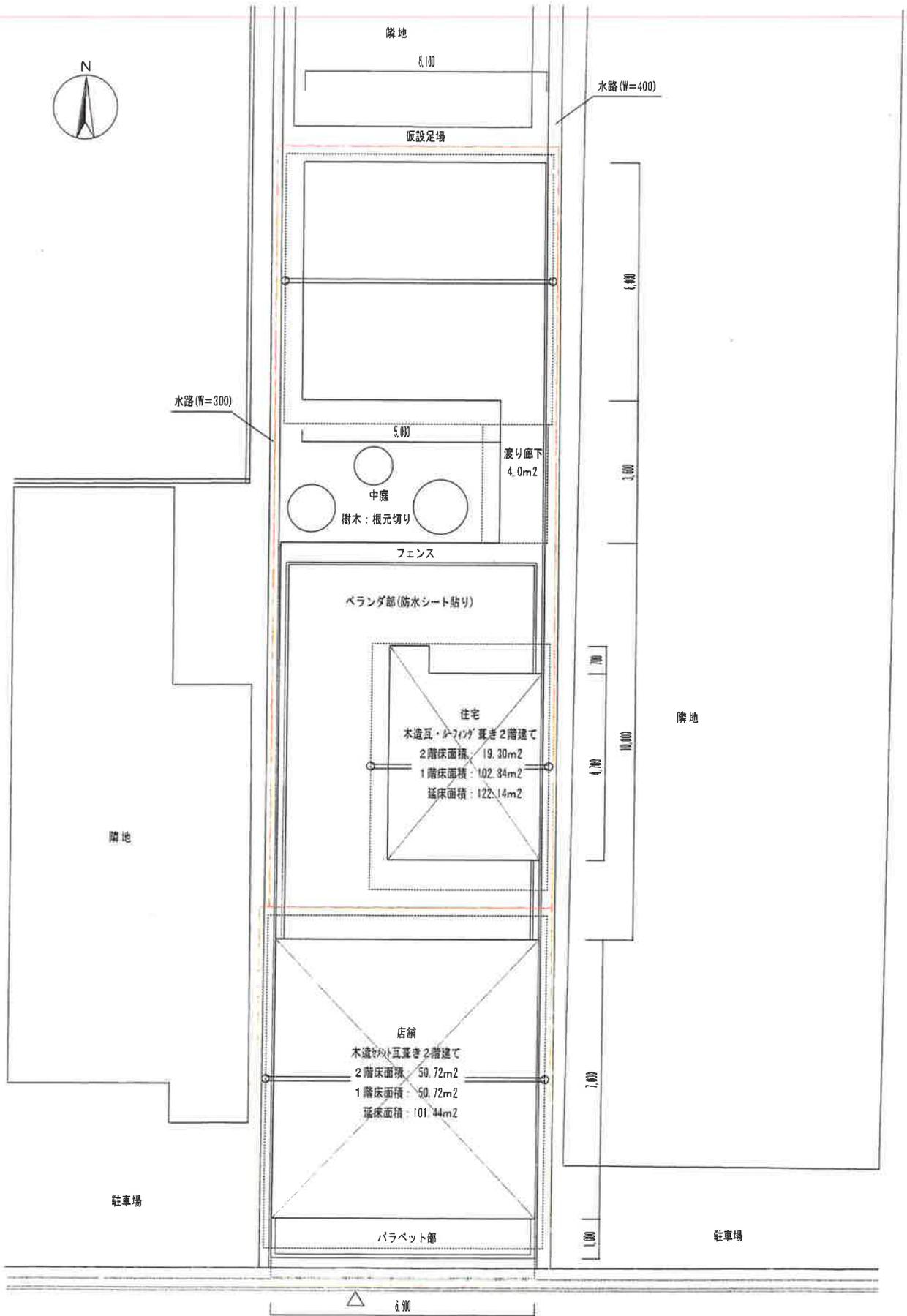
本工事着手前測量において、地籍測量ピンの調査を行い境界ピン、認証点、基準点の設置把握をし、支障になる地籍測量ピンは監督員に報告すること。また、本工事により撤去した境界ピンは請負業者負担にて復元すること。

⑯ (コスト表示)

当初請負契約金額が500万円以上の工事については、工事標示板に当初請負契約金額（消費税込み）を記載すること。



※ 明示する項目を \_\_\_\_\_ 部分に記入または追記し、不要部分は「-」で削除して使用すること。



県道 大栄赤碕線



危険空家